



# 支援員(のぞみの家) 採用試験案内

## 1 募集職種・受験資格・採用予定数等

未経験で、福祉分野に関心のある方も歓迎

募集職種	支援員(のぞみの家)【契約職職員(Ⅰ)】
仕事内容	身体障害、精神障害、知的障害等の利用者の生活支援業務。排泄、食事、入浴介助や作業の見守り等を中心とした支援業務。
採用予定数	1名
採用予定日	令和6年4月1日

※ 契約職職員(Ⅰ)とは、単年度契約の常勤職員で、雇用期間は最大5年です。(正規登用制度あり)

## 2 給与・勤務条件・福利厚生等

初任給 (給与)	<table border="1"> <tr> <td>大学4年卒</td> <td>170,000円～</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>162,200円～</td> </tr> </table> <p>経験年数に応じて、加算される場合があります。 【月収例/大卒で未経験、月4回夜勤をした場合】</p> <table> <tr> <td>基本給</td> <td>170,000円</td> <td rowspan="4">} <b>201,400円</b></td> </tr> <tr> <td>業務手当</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>交替制変則勤務手当等</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>夜勤手当</td> <td>5,400円</td> </tr> </table>	大学4年卒	170,000円～	短大卒	162,200円～	基本給	170,000円	} <b>201,400円</b>	業務手当	8,000円	交替制変則勤務手当等	18,000円	夜勤手当	5,400円
大学4年卒	170,000円～													
短大卒	162,200円～													
基本給	170,000円	} <b>201,400円</b>												
業務手当	8,000円													
交替制変則勤務手当等	18,000円													
夜勤手当	5,400円													
昇給	規定に基づき、通常の場合は年1回昇給します。													
諸手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務手当(8,000円/月)、資格手当(5,000円/月) (資格手当の対象:社会福祉士、介護福祉士等)</li> <li>■ 超過勤務手当(実績支給)</li> <li>■ 夜勤手当・交代制変則勤務(夜間処遇改善加算含む)手当(4,500円～/1回)</li> <li>■ 特例一時金 (年間最大450,000円を6月・12月・3月の年3回に分けて支給)</li> <li>■ 賞与(令和5年度実績2.5ヶ月)</li> <li>■ 通勤手当(上限59,000円)、住居手当(上限28,000円)、扶養手当(6,500円～)</li> <li>■ 退職手当(勤続1年度以上)</li> </ul>													
勤務場所	のぞみの家(救護施設)													
勤務時間	①7:00～16:00(休憩60分)、②8:45～17:30(休憩45分)、 ③12:00～21:00(休憩60分)、④17:00～9:00(夜勤) ※シフト(ローテーション勤務)制													
休日休暇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 週休2日制(週40時間) ※年間休日122日(令和4年度)</li> <li>■ 年次有給休暇 初年度10日(採用月により異なります。)</li> <li>■ 特別休暇 厚生休暇(リフレッシュ休暇)(年間5日)、結婚休暇(上限5日)、子の看護(上限10日)、家族の介護(上限10日)等</li> </ul>													
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険													
職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 結婚、出産等の祝品や災害見舞金等の給付制度があります。</li> <li>■ 指定宿泊施設の割引制度があります。</li> <li>■ スポーツ大会等のレクリエーション事業を実施しています。</li> </ul>													
健康管理	毎年、定期健康診断を実施しています。													

## 3 受験手続等

申込先	〒651-2181 神戸市西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター 管理部総務課 TEL:078-927-2727(代表) (電話照会:9時～17時(土・日・祝除く))
申込方法	上記申込先に電話申込